

広島県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十九年十月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年十月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中道廿日市線	廿日市市玖島字下川上五五二番一地从ら廿日市市玖島字下川上五九八番二地先まで	平成一九年一〇月一六日